

US パテントニュース

- CAFCは、注目されていた Phillips とAW H Co.の件で下記のような判決を言い渡しました。本件はクレームが辞書や専門書のような外的な (extrinsic) 証拠を用いて解釈されるべきか、または明細書やプロセキューションヒストリーのような内的な (intrinsic) な証拠を用いて解釈されるべきかに関するものでした。オンバンクの判決はクレームの解釈の基礎としてふさわしいのは明細書やプロセキューションヒストリーを考慮したクレーム自体であるとししました。この判決では、用語によって当業者が示す意味が何であるかをより理解するためには辞書が助けになることを認める一方で、内的証拠の重要性を強調し、外的証拠の重要性はずっと低いものであるとしています。
- U.S.裁判所は、Lexar Media Inc. (カルフォルニア州フレモント)が申請した、電気メーカー東芝がフラッシュメモリーチップを用いた製品を売ることに對する差し止め請求を拒絶しました。フラッシュメモリーチップはデジタルカメラ、音楽プレーヤーなどの装置に広く用いられているものです。3月にLexarは、東芝がLexarのトレードシークレットであるフラッシュメモリー技術を盗んだとして4億6500万ドルの賠償金を得ていますが、サンタクララ郡の裁判所は差し止めをする根拠はないと結論付けました。東芝は賠償金についても今後争っていく方針です。
一方Lexar側も東芝に対する特許侵害訴訟を今後も続けていくと公表しています。

以上は米国 GLEENBLUM & BERNSTEIN 法律事務所から許可を得て、同事務所が発行した ASIAN PRACTICE GROUP NEWSLETTER から抜粋、翻訳したものです。